

第1章 計画の基本的な考え方

(1)策定の背景と意義

全国的に、検挙人員に占める再犯者の割合である「再犯者率」が上昇し、安全で安心して暮らせる社会を構築する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が大きな課題となっている。品川区における各種支援が再犯防止、そして更生保護へつながるものとなるよう、犯罪や非行をした人たちの立ち直りを助け、だれでもが住みやすい明るい社会・品川区をめざし、本計画に品川区の取組を掲げ、地域の安全・安心を支える。

(2)計画の位置付け

再犯防止推進法第8条第1項に定める「地方再犯防止推進計画」に位置付けられる。

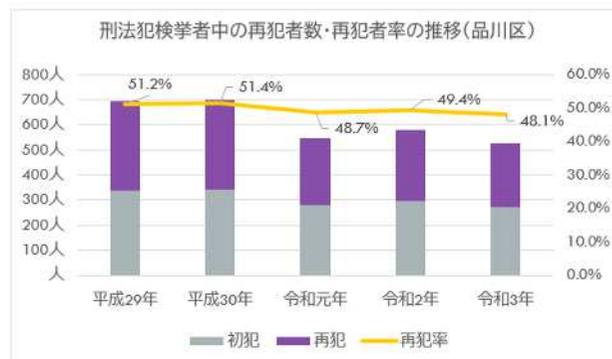
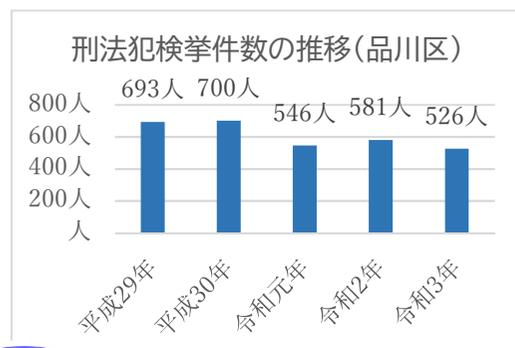
(3)計画の期間

令和6年度(2024年度)～令和10年度(2028年度)までの5年間

(4)計画の推進体制

社会を明るくする運動推進委員会の協力団体の一部や庁内関係部署からなる、再犯防止推進委員会を組織し、計画の推進、見直しを行う。

第2章 品川区における再犯防止を取り巻く状況



品川区における刑法犯検挙件数は減少傾向にあるが、刑法犯検挙者中の再犯者数・再犯率は年々減少しているとはいえ、その数値は東京都や全国的な傾向と同様、約半数と大きな割合を占めている。

犯罪をした者の改善および更生を助けるとともに、犯罪の予防のため活動を行う“保護司”の適任者の確保についても課題となっている。

第3章 基本方針と重点的な取組について

(1)地域の支えあい・助け合いによる安全・安心なまちづくりの実現

(2)就労・住居の確保等を通じた自立支援のための取組

- ▶就労支援
- ▶居住支援

(3)保健医療・福祉サービスの利用促進等のための取組

- ▶高齢者・障害者への支援
- ▶薬物乱用防止や薬物依存への取組
- ▶生活にお困りの方への支援

(4)学校等と連携した就学支援の実施等のための取組

- ▶非行の未然防止
- ▶就学・学習支援

(5)民間協力者の活動の促進等のための取組

- ▶主な民間協力者
- ▶民間協力者への支援

(6)地域による包摂を推進するための取組

(7)再犯防止に向けた基盤の整備等のための取組